USPTO 特許審判部（PTAB）における審理開始決定を巡る状況

2025 年 7 月 24 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTO では、特許審判部（PTAB）における審理開始決定に関する 2022 年公表のガイダンスが 2025 年 2 月に撤回され[1]、3 月には Stewart 長官代行による PTAB 業務管理に関するメモが発せられた[2]。離職による審判官数の減少や新規採用の凍結もあり、審理待ち件数の増大が課題として挙げられる中で、PTAB における審理開始決定に係る運用を含む動向が注目されている。

直近では当事者系レビュー（IPR）請求件数が 104 件（3 月）、123 件（4 月）、135 件（5 月）と増加傾向にあり[3]、審理待ち件数のさらなる増大も懸念されるところ、USPTO によれば審理開始割合は以下のとおりに推移している。

PTAB における審理開始割合（請求単位）[4]

時期	審理開始割合（月別件数）	参考：年度累計
2025 年 1 月	80%（85/106 件）	69%（262/380 件）
2025 年 2 月	67%（60/90 件）	69%（322/470 件）
2025 年 3 月	65%（71/110 件）	68%（393/580 件）
2025 年 4 月	44%（38/86 件）	65%（431/666 件）
2025 年 5 月	51%（40/78 件）	63%（471/744 件）

上述した長官代行メモの発出以降、2025 年 4 月、5 月と続けて審理開始割合が 50%前後の低い水準に留まり、審理開始が拒否（実体的な審理に進むことなく特許権が維持）されやすくなっているとする見方がある。

例えば、特許権の付与後 10 年以上経過してからレビューが請求された事案では、請求人が特許権の存在を認識していたにもかかわらず早期に請求しなかったことから「Settled Expectations（確立した期待）」があるとして、審理開始が拒否されている（IPR2025-00363 など）。

USPTO による審理開始の拒否が増加している一方、その判断に不服を唱える事案も出ている。ガイダンス撤回前に提起された IPR はガイダンスに従うべきとして USPTO に対する職務執行令状を連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）に求めた事案（In Re SAP America, Inc.（IPR2024-01495））もあるが、これに対し USPTO は、現在の審理待ち件数・期間、審判官の数などの状況も参酌した上で審理開始決定に係る運用を行う必要があるとも主張・説明しており、引き続き USPTO における判断・運用を注視していく必要がある。

（以上）

---

[1] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250303.pdf
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250407.pdf
[3] USPTO（PTAB）ウェブサイト”Trial statistics（May 2025）”参照
[4] USPTO（PTAB）ウェブサイト”Trial statistics”を基に作成